

返戻金制度の明示

株式会社ファブレス 許可番号 : 23-ユ-302084

返戻金制度に関する事項

当社は、求人の方から徴収した紹介料の返戻金制度を設けております。

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職及び休職した場合、または本人の責に帰する事由によ

り解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還します。但し、紹介予定派遣の場合、

及び採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合は、返金

は致しかねます。返金料率については、退職、解雇が入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の

50%、入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合：本件報酬の 30%、入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の

場合：本件報酬の 10%です。